

平成20年度

食品健康影響評価技術研究

応募要領

平成19年12月21日

内閣府

食品安全委員会事務局長決定

目 次

はじめに	1
第 1 応募資格等	1
1 応募資格	
2 応募の制限等	
第 2 研究の概要等	2
1 募集する研究課題	
2 実施期間	
3 研究体制	
第 3 応募手続等	2
1 応募書類	
2 応募期間、応募先等	
第 4 研究課題の決定等	3
1 審査の方法及び手順	
2 審査基準	
3 日程	
4 課題の採否の通知	
5 研究課題の登録	
6 他の研究助成等を受けている場合の措置	
第 5 委託契約等	4
1 委託契約の締結	
2 契約時に必要な書類	
3 再委託契約の締結	
4 研究委託費	
5 委託契約の解除	
第 6 研究の成果	6
1 実績報告	
2 知的財産権の帰属	
3 刊行等	
4 成果の公表	
5 健康危険情報	

第7	研究の評価	7
第8	報告等	7
第9	その他	7
	1 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うための措置	
	2 不正使用及び不正受給への対応	
	3 研究上の不正行為への対応	
(別紙)	評価項目及び評価基準	9
(別添)	必要書類チェックシート	10
	受付通知用はがき及び課題採否通知用封筒の作成について	11
	研究実施計画(様式1～様式9)	12
	主任研究者証明書(記入例)	23
	事務委任承諾書(記入例)	24
	作成上の留意事項	25
	記載例	29
	競争的資金の適正な執行に関する指針	40
	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針	46

この公募は、平成20年度予算が成立した後に初めて有効となるものですが、同予算成立後速やかに委託研究を開始していただくために事前に公募を行うこととしています。このため、今後、種々の変更が生じ得ることを承知願います。

食品健康影響評価技術研究応募要領

はじめに

この要領は、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定）第6の規定に基づき、食品健康影響評価技術研究（以下「リスク評価研究」という。）の課題を募集することを目的とします。

なお、食品安全委員会は、研究課題の募集を行い、これに応募された課題の中から研究課題を決定します。

採択された応募者は、原則として、所属する研究機関が国との委託契約を結んでから当該リスク評価研究を実施することとなります。

第1 応募資格等

1 応募資格

応募資格を有する者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 国以外の研究機関（大学、試験研究機関等をいう。以下同じ）に所属し応募に係る課題の研究について当該研究機関において研究を取りまとめる研究者
- (2) 国の研究機関に所属し、研究委託費の管理及び経理に係る事務を所属する研究機関の長に委任することについて、同意を得ることができる研究者

2 応募の制限等

(1) 重複応募による審査除外

次のいずれかに該当する場合は審査の対象から除外されます。

- ア 同一課題名又は内容で、既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合
- イ 類似性の高い研究で既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合について、提案課題との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合
- ウ 同一の者が2件以上の研究課題に応募した場合（ただし、分担者として複数の異なった研究課題に参画することを妨げません。）

(2) 不正による応募の制限

リスク評価研究は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添資料参照）に基づき、次のとおり応募を制限します。

ア 競争的資金の不正使用及び不正受給を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度において資金の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費又は補助金等の全部又は一部を返還させられた研究課題の研究者及びそれに共謀した研究者は、一定期間、本制度の主任研究者及び分担研究者になることはできません。

イ 研究上の不正行為を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、一定期間、本制度の主任研究者及び分担研究者になることはできません。

第2 研究の概要等

1 募集する研究課題

食品安全委員会は、食品の安全性の確保の観点から緊急性・重要性が高く、研究の成果が評価手法の策定等に資するものとして、毎年度、研究領域を設定し、それに対応した研究課題を募集することとします。

2 実施期間

研究の実施期間は、1研究課題につき原則として3年以内とします。

なお、毎年度実施する中間評価の結果に基づき、実施期間が短縮されることがあります。

3 研究体制

研究課題の応募を行う研究者（以下「主任研究者」と総称する。）は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 研究実施計画の企画及び立案並びに当該研究の成果を総括できること。
 - ② 研究の進行管理、研究に参画する関係機関との相互調整、委託契約に係る事務の管理（知的所有権の管理を含む。）その他研究の管理を行う能力を有すること。
 - ③ 研究を実施するために十分な時間を継続的に確保することができること。
- なお、主任研究者は、研究の一部を他の研究者に分担させることができます。

第3 応募手続等

1 応募書類

研究課題の応募には、次の①から④までの書類等（以下「応募書類等」という。）が必要です。

- ① 必要書類チェックシート
- ② 研究実施計画（書類及び電子ファイル）
- ③ 主任研究者証明書又は事務委任承諾書
- ④ 受付通知用はがき及び課題採否通知用封筒

なお、応募書類等は別添の様式を用いることとし、同様式は、食品安全委員会のホームページからダウンロードすることができます。また、応募書類等の作成に当たっては、ワードプロセッサ又は表計算用ソフトウェアを使用してください。

2 応募期間、応募先等

応募期間：平成19年12月26日(水)～平成20年2月8日(金)【必着】
応募先：〒100-8989
東京都千代田区永田町2-13-10
プルデンシャルタワー6F
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課調査係
電話：03-5251-9186

(留意事項)

- ・応募書類等を郵送するときは、当該応募書類等が応募期間内に到着するようにしてください。また、ファックス及び電子メールは応募に用いることができません。
- ・研究実施計画に不備がある課題は、研究課題候補の選定対象から除外する場合があります。
- ・提出された応募書類等は、返却し、又は差し替えることができません。
- ・応募書類等を受け付けた後1週間は、当該応募書類等の内容について確認等の連絡を行うことがありますので、主任研究者は連絡が取れるようにしてください。
- ・応募を受け付けた後、受付番号を受付通知用はがきに記載して返送します。

第4 研究課題の決定等

1 審査の方法及び手順

(1) 採択候補研究課題の選定

採択候補研究課題の審査及び選定は、食品健康影響評価技術研究運営委員会(以下「研究運営委員会」という。)が、次に定めるところにより書面審査及びヒアリング審査を実施して選定します。

ア 書面審査(1次審査)

書面審査は、研究運営委員会の委員が、提出された応募書類等について、研究領域又は研究課題ごとに実施します。委員の氏名は、研究課題の決定まで公開しません。

イ ヒアリング審査(2次審査)

ヒアリング審査は、書面審査の結果を基に、対象となる課題を選定した上で、当該研究課題に係る主任研究者に対して実施します。

食品安全委員会事務局長(以下「事務局長」という。)は、ヒアリング審査の日程等を対象となる課題に係る主任研究者に通知するとともに、ヒアリング審査対象課題の受付番号を食品安全委員会のホームページ(<http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/index.html>)に掲載します。

審査は非公開で行われ、対象となる課題に係る主任研究者の利害関係者は、審査を行うことができないこととなっています。

なお、ヒアリング審査は、平成20年3月18日に開催しますので、あらかじめ日程の確保をお願いします。ヒアリング審査の日程及び時間割については、指定された日時から変更することはできませんのであらかじめご承知ください。

(2) 研究課題の決定

研究運営委員会で選定された採択候補研究課題から、食品安全委員会において、研究課題を決定します。

2 審査基準

「第1 応募資格等」及び別紙「評価項目及び評価基準」について審査します。

3 日程

平成20年2月中旬～2月下旬	書面審査（1次審査）
平成20年3月18日（火）	ヒアリング審査（2次審査）
平成20年4月上旬	研究課題の決定

4 課題の採否の通知

事務局長は、提出された課題の研究課題としての採否を、研究課題の決定後速やかに、当該課題に係る主任研究者に通知します。

なお、課題の研究課題としての採否についての電話等による照会には、回答することができません。

5 応募された情報の登録

応募された情報は、総合科学技術会議の政府研究開発データベースに登録されます。

6 他の研究助成等を受けている場合の措置

国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究実施計画書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究課題の不採択となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分となる場合があります。

第5 委託契約等

1 委託契約の締結

(1) 国は、国以外の研究機関に属する主任研究者の提出した課題が研究課題とされた場合には、主任研究者の属する研究機関の長との間で委託契約を締結することとします。

(2) 国は、国の研究機関に所属する主任研究者の提出した課題が研究課題とされた場合には、主任研究者との間で委託契約を締結することとします。この場合、研究委託費の管理及び経理に係る事務を所属する研究機関の長に委任していただきます。

なお、主任研究者の属する研究機関は機関経理に相応しい仕組みを備えている必要があります。

2 契約時に必要な書類

応募課題が研究課題とされたときは、次の書類を事務局長に提出してください。

- ① 年次計画
- ② 請書
- ③ 委託研究実施計画書

提出された書類に不備があるときは、委託契約を締結することができません。

委託契約は単年度の契約ですので、研究が終了するまで毎年度締結する必要があります。

3 再委託契約の締結

主任研究者が研究の一部を他の研究者に分担させる場合、国との委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）と研究の一部を分担した者（以下「分担研究者」という。）の間で再委託契約を締結する必要があります。その場合、再委託の内容については国の委託契約に準拠してください。ただし、1の(1)に該当する主任研究者と同一の研究機関に属する分担研究者に分担させる場合は、再委託契約を締結する必要はありません。

4 研究委託費

研究委託費の額は、予算の範囲内で、単年度当たり1研究課題につき4千万円を限度とし、研究課題と併せて決定します。

研究委託費の内訳は、次に定める経費とします。

(1) 直接経費（研究の実施及びその成果の取りまとめのために必要となる次の経費をいう。以下同じ。）

- ① 試験研究費
 - ・備品費(通常備えておくべき機器(PCや基本的な研究機器)は除く)
 - ・賃金(集計・資料整理作業等の単純労務に服する者に対するもの)
 - ・消耗品費
 - ・雑役務費
 - ・印刷製本費等

② 研究員旅費（研究に携わる研究員の調査、連絡、成果報告会、学会発表への出席等に要する旅費）

③ 人件費（新たに追加する非常勤研究員職員等に対する人件費）

④ 諸謝金（外部の有識者、研究協力者等に対する研究に係る出席謝金）

⑤ 委員等旅費（外部の有識者、研究協力者等に対する旅費）

(2) 間接経費（研究の実施に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等の研究の実施を支えるものをいう。以下同じ。）

間接経費は、直接経費の額の30%に相当する額を上限として計上することとし、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添資料参照）に基づいて、適正な執行を図っていただきます。

- (3) 再委託費（研究の一部の再委託に要する経費をいう。ただし、分担研究者に委託する場合に限る。）
再委託費の経費の内訳は、4の(1)及び(2)と同様です。
- (4) 消費税（地方消費税を含む。）

5 委託契約の解除

受託者がこの要領の規定に違反したとき又は不適切な経理を行ったときは、委託契約が解除されることがあります。

第6 研究の成果

1 実績報告

受託者は、実施した研究の成果に係る事業実績報告書を当該契約が満了する日までに、事務局長に提出してください。また、研究運営委員会は、必要と認めるときは、主任研究者から研究内容について報告を受けることとします。

2 知的財産権の帰属

研究を実施し、特許権、著作権等の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項の知的財産権をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、受託者が次の①から③までの条件を遵守したときは、当該知的財産権の帰属を当該受託者又はその主任研究者とすることができます。

- ① 知的財産権を生ずべき研究の成果が得られたときは、当該知的財産権の出願を行う30日前までに事務局長に報告すること。
- ② 事務局長が公共の福祉のために特に必要があるものと認めて要請するときは、国に知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- ③ 知的財産権については、その活用が図られることが重要なことから、相当期間に亘り活用されていない場合において、事務局長が特に必要があるものと認めて要請するときは、第三者に当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

受託者が研究の一部を再委託することにより発生する知的財産権の帰属も、同様の条件により分担研究者とすることができます。

3 刊行等

主任研究者又は分担研究者は、研究の実施状況及び結果の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載するときは、当該研究の成果である旨を明記してください。

また、研究の実施中又は完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷1部を添えて、その旨を事務局長に速やかに届け出てください。

4 成果の公表

主任研究者が取りまとめた研究の成果の報告書は、食品安全委員会のホームページ等で公表し、広く関係者への普及が図られます。

5 健康危険情報

主任研究者は、研究の過程において、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）を把握したときは、速やかに事務局長へ連絡してください。

また、分担研究者に対しても、研究の過程において、人への健康危険情報を把握したときは、速やかに主任研究者へ連絡すべきことを周知してください。

第7 研究の評価

食品安全委員会は、2年以上の実施期間を要する研究について、毎年度、中間評価を実施して、研究課題の達成度等を評価し、次年度以降に研究を継続することの可否を判断します。

中間評価において研究課題の達成が困難であると判断したときは、次年度以降の委託契約を行わないことがあります。

また、食品安全委員会は、研究について、その終了後速やかに、事後評価を実施します。

事務局長は、中間評価及び事後評価の結果を、当該評価の対象となった研究に係る主任研究者に通知するとともに、食品安全委員会のホームページ等で公開します。

第8 報告等

食品安全委員会は、受託者、主任研究者及び分担研究者（以下「受託者等」という。）から、研究の実施状況若しくは経理の状況を知るために必要な報告を徴し、又は受託者等に対し、研究の実施状況若しくは経理の状況を知るために特に必要な資料の提出を求めることがあります。

また、食品安全委員会は、研究の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、受託者等による研究の実施状況又は経理の状況を実地指導することがあります。

第9 その他

リスク評価研究は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添資料参照）に基づき、次のとおり対応します。

1 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うための措置

「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うために、応募内容の一部が総合科学技術会議の政府研究開発データベースに登録される他、国や独立行政法人の他の競争的資金担当者に応募内容の一部について情報提供を行う場合があります。

2 不正使用及び不正受給への対応

本制度において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を国や独立行政法人の他の競争的資金担当者に情報提

供します。また、悪質な事案についてはその概要を公表することがあります。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

3 研究上の不正行為への対応

本制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、本制度の研究委託費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、本制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、当該研究不正の概要を、国や独立行政法人の他の競争的資金担当者に情報提供します。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

この応募要領に関する問い合わせ先
(研究費の不正使用等の情報についても受け付けます)

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10
プルデンシャルタワー6F
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課調査係
電話：03-5251-9182又は9186(熊谷、川端)
FAX：03-3591-2236

評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準		
I	研究の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品健康影響評価に関する研究であること。 ・ 研究領域の趣旨との整合性、科学的意義、技術的意義について評価する。 ・ 研究領域の趣旨に沿った研究内容となっているか、その整合性について評価する。 ・ 関連分野の研究の実施状況を踏まえ、独創性、新規性又は実用性について評価する。 		
II	研究の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究体制の妥当性について評価する。 ・ 研究計画の妥当性を含む以下の点について評価する。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の方法、計画 ・ 研究者の能力 ・ 研究者の実績 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の実施期間、コスト ・ 分担研究者の役割分担 ・ 研究の体制 </td> </tr> </table> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の方法、計画 ・ 研究者の能力 ・ 研究者の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の実施期間、コスト ・ 分担研究者の役割分担 ・ 研究の体制
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の方法、計画 ・ 研究者の能力 ・ 研究者の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の実施期間、コスト ・ 分担研究者の役割分担 ・ 研究の体制 			
III	研究成果の有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究目標の明確性、既存の研究蓄積、研究手法等を勘案し、研究の実施期間内における目標の達成可能性について評価する。 ・ 研究の成果の普及性及び波及性並びに汎用性における発展可能性を含む有用性について評価する。 		

必要書類チェックシート

1 応募に必要な書類等

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 本チェックシート（☑チェックを付したものの1枚）
<input type="checkbox"/> 研究実施計画（書類）10部（うち正1部、副9部）及び
（電子ファイル）フロッピーディスクまたはCD（1枚）
<input type="checkbox"/> 主任研究者証明書又は事務委任承諾書（1通）
<input type="checkbox"/> 受付通知用はがき（切手を貼付したものの1枚）
<input type="checkbox"/> 課題採否通知用封筒（1枚（切手は必要ありません）） |
|---|

2 研究実施計画の内訳

<input type="checkbox"/> 研究課題総括表	(枚)	様式 1
<input type="checkbox"/> 研究課題内容	(3枚)	様式 2
<input type="checkbox"/> 研究経費概算総括表	(1枚)	様式 3
<input type="checkbox"/> 再委託経費概算表	(枚)	様式 4
<input type="checkbox"/> 主任研究者調書	(枚)	様式 5
<input type="checkbox"/> 分担研究者調書（兼分担研究者食品健康影響評価技術研究 参加承諾書）	(枚)	様式 6
<input type="checkbox"/> 主任研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申 請等の状況・労力の割合（1枚）		様式 7
<input type="checkbox"/> 分担研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申 請等の状況・労力の割合	(枚)	様式 8
<input type="checkbox"/> 研究関係者等の概要一覧	(枚)	様式 9

3 主任研究者証明書又は事務委任承諾書

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 主任研究者証明書又は事務委任承諾書（様式は自由です。） |
|--|

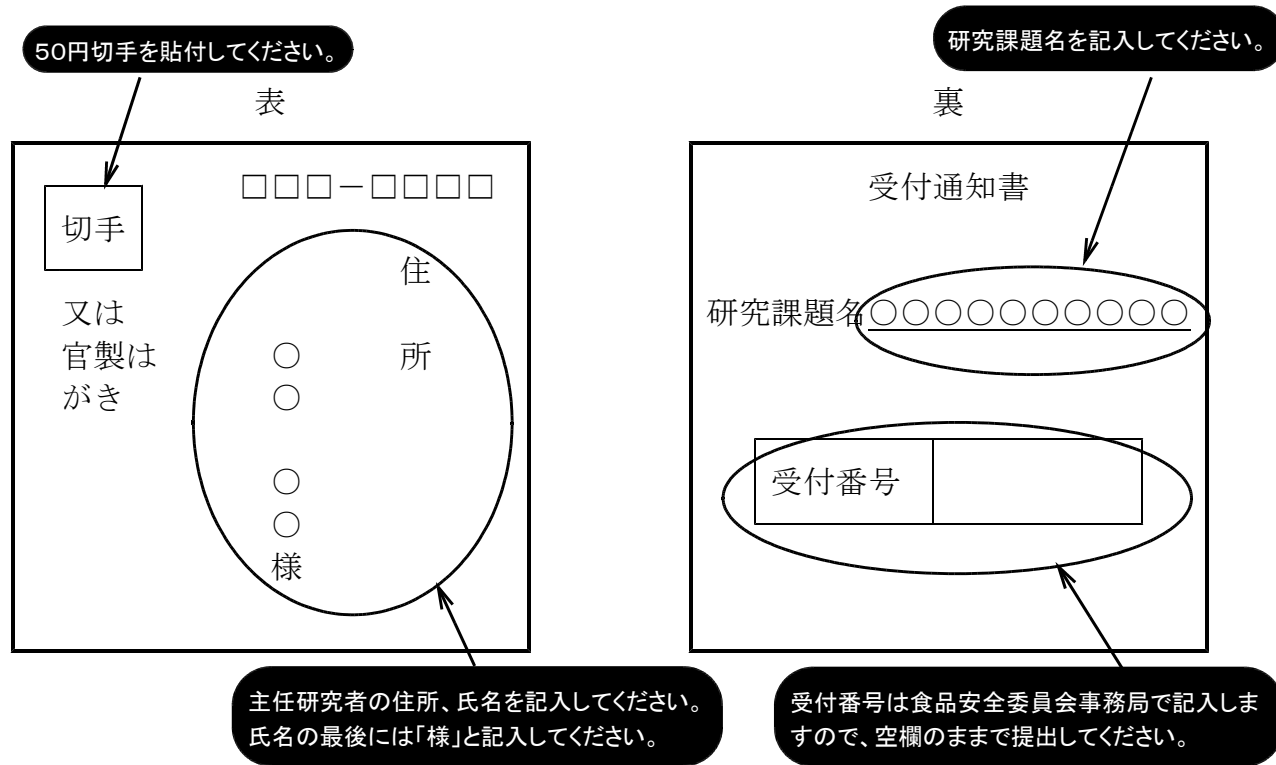
(注意)

研究実施計画は、ワードプロセッサソフトウェア（一太郎、Microsoft Wordを推奨）により作成し、書類はA4、片面印刷で、通しページを下段中央に付してください。なお、提出に際しては、左肩をクリップ等で止めてください。

受付通知用はがき及び課題採否通知用封筒の作成について

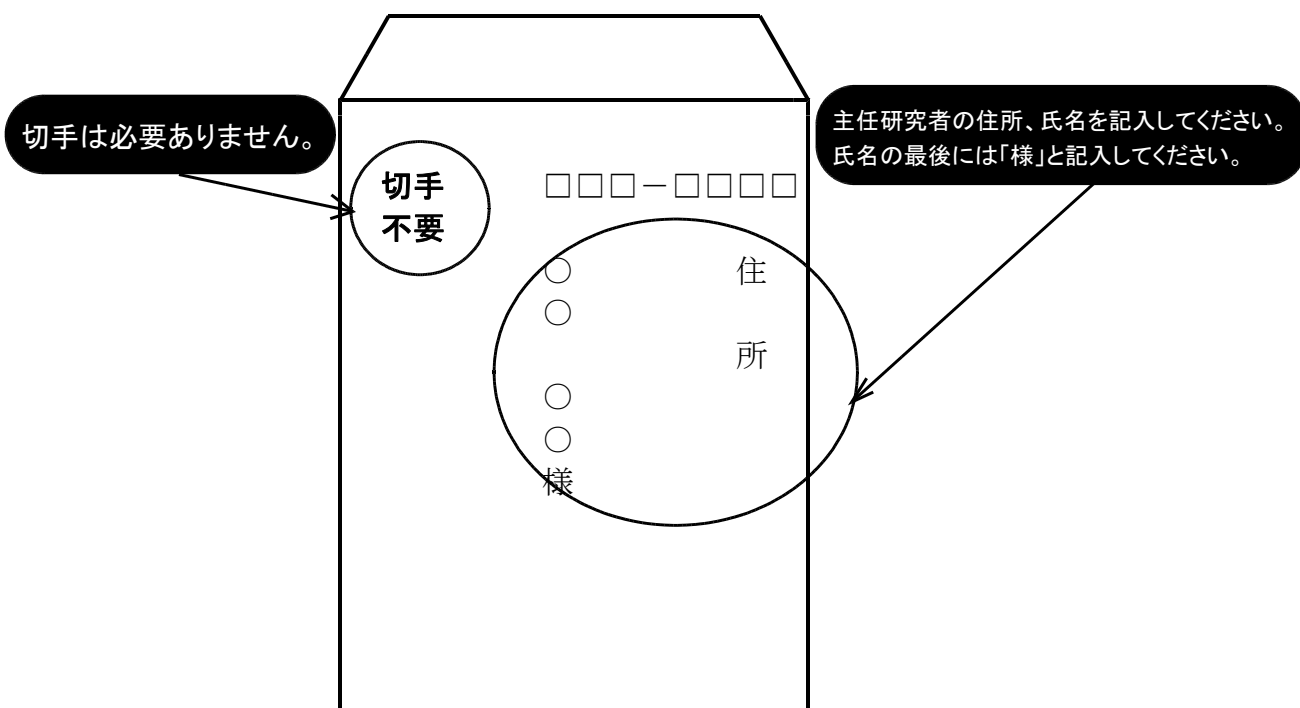
1 受付通知用はがきの作成について

応募の受付を通知いたしますので、次に示した内容のはがきを1枚同封してください。
 なお、枠組み、書き込み内容とも、手書きでも結構です。



2 課題採否通知用封筒の作成について

提出された課題の研究課題としての採否を、研究課題の決定後に主任研究者に通知しますので、主任研究者の住所及び氏名を記入した封筒を1枚同封してください(定形の封筒で作成してください)。



研究実施計画 様式 1 研究課題総括表

受 付 番 号	研 究 領 域 名

研 究 課 題 名				
研究概要				
研究期間	平成 年度～ 年度（ 年間）	研究委託 費の見込	初年度： 総 額：	千円 千円

所属機関（部局）				
所属機関所在地				
主任研究者	フリガナ 氏 名	印	所属機関にお ける職名	
	生年月日		年 月 日生（ 歳）	最終卒業（終 了）学校・卒業 （終了）年次
	連絡先			
経理事務担 当者氏名		経 理 担 当 部 局 名 ・ 連 絡 先 等		

研究の分担区分	分担する研究項目	最終卒業（終了）学校・ 卒業（終了）年次	所属機関部局名	所 属 機 関 での 職 名

2. 研究の概要及び倫理面への配慮

Blank lined area for writing the summary and ethical considerations.

倫理面への配慮

Blank lined area for writing ethical considerations.

様式3 研究経費概算総括表

主任研究者名： _____

所属機関名： _____

1. 各年度別経費内訳 (単位：千円)

年 度	研究経費	内 訳				
		直接経費			間接経費	再委託費
		備品費	雑役務費	その他		
平成 年度						
平成 年度						
平成 年度						
合 計						

2. 備品費の内訳 (単位：千円)

年 度	品名・仕様	数 量	単 価	金 額
平成 年度				
計				
平成 年度				
計				
平成 年度				
計				
合 計				

(注) 研究機関で、通常、備えておくべき機器(汎用物品：PCや基本的な研究機器)は原則として認められない。

3. 雑役務費の内訳(備品の賃借により生じる賃料及び借料のみを記入する) (単位：千円)

年 度	仕 様	数 量	単 価	金 額
平成 年度				
計				
平成 年度				
計				
平成 年度				
計				
合 計				

(注) 研究機関で、通常、備えておくべき機器(汎用物品：PCや基本的な研究機器)は原則として認められない。

様式4 再委託経費概算表

分担研究者名： _____

所属機関名： _____

1. 各年度別経費内訳

(単位：千円)

年 度	研究経費 (再委託費)	内 訳			間接経費
		直接経費			
		備品費	雑役務費	その他	
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
合 計					

2. 備品費の内訳

(単位：千円)

年 度	品名・仕様	数 量	単 価	金 額
平成 年度				
計				
平成 年度				
計				
平成 年度				
計				
合 計				

(注) 研究機関で、通常、備えておくべき機器(汎用物品：PCや基本的な研究機器)は原則として認められない。

3. 雑役務費の内訳(備品の賃借により生じる賃料及び借料のみを記入する)

(単位：千円)

年 度	仕 様	数 量	単 価	金 額
平成 年度				
計				
平成 年度				
計				
平成 年度				
計				
合 計				

(注) 研究機関で、通常、備えておくべき機器(汎用物品：PCや基本的な研究機器)は原則として認められない。

様式5 主任研究者調書

研究者名	ふりがな 氏名		生年月日 年齢	年 月 日 (歳)
	研究者ID		最終卒業(終了)学校・卒業(終了)年次	
	所属機関名・ 部局・職名			
研究業績(論文リスト)				

※ 研究課題に関連がある論文等に◎を付してください。

様式 6 分担研究者調書（兼分担研究者食品健康影響評価技術研究参加承諾書）

研究者名	ふりがな 氏名	印	生年月日 年齢	年 月 日 (歳)
	研究者ID		最終卒業(終了)学校・卒業(終了)年次	
	所属機関名・ 部局・職名			
平成20年度食品健康影響評価技術研究に分担研究者として参加することを承諾します。				
研究業績(論文リスト)				

※ 研究課題に関連がある論文等に◎を付してください。

様式 8 分担研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申請等の状況・労力の割合

2. 分担研究者名： _____

研究期間	省庁等の名称	研究費の名称	研究課題名	研究の分担区分等	研究費の額 (千円)	採択(受入) ・申請中	研究専従率 (%)
						合計	%

※ 研究専従率（エフォート）を算出してください。

様式 9 研究関係者等の概要一覧

1. 主任研究者

主任研究者名	
所属機関名及び代表名等	所属機関名： 代表者名： 所在地： 電話番号：
主任研究者連絡先	連絡先： 所在地： 電話番号： FAX番号： E-mailアドレス：
経理事務担当者名及び連絡先等	担当者名： 所属部署： 勤務先： 電話番号： FAX番号： E-mailアドレス：
業務概要	

2. 分担研究者

分担研究者名	
所属機関名及び代表名等	所属機関名： 代表者名： 所在地： 電話番号：
分担研究者連絡先等	連絡先： 所在地： 電話番号： FAX番号： E-mailアドレス：
経理事務担当者名及び連絡先等	担当者名： 所属部署： 勤務先： 電話番号： FAX番号： E-mailアドレス：
業務概要	

主任研究者証明書（記入例）

※国以外の研究機関(国立大学法人も含みます)に所属する研究者が提出対象者となります。

主任研究者証明書

平成 年 月 日

_____ 殿

所属機関名 _____
所属機関の長の職名 _____
氏 名 _____

印

平成20年度食品健康影響評価技術研究「〇〇〇〇〇に関する研究」において、
上記〇〇〇〇が主任研究者として研究の総括を行うことを証明します。

事務委任承諾書（記入例）

※国の研究機関に所属する研究者が提出対象者となります。

事務委任承諾書

平成 年 月 日

_____ 殿

所属機関名 _____
所属機関の長の職名 _____
氏 名 _____ 印

平成20年度食品健康影響評価技術研究の委託契約に係る研究委託費の管理及び経理を行うことを承諾します。

作成上の留意事項

所定の様式を用いてください。様式の改変は認めません。

研究実施計画

様式1 研究課題総括表 (A4用紙で作成してください。)

1. 受付番号

応募書類を受理した際に食品安全委員会事務局で記入しますので、空欄で提出してください。

2. 研究領域名

研究領域につきましては、食品安全委員会のホームページ等で、確認して記載してください。(アドレス <http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/index.html>)

3. 研究課題名

研究課題名は40文字以内を厳守してください。

なお、課題名については、原則として研究期間終了時まで変更することができませんので、留意してください。

4. 研究概要

200文字程度で研究概要を記載してください。なお、審査に当たってそのまま使用しますので、正確に記載してください。

5. 研究期間

必要な研究期間を元号で記載してください。

6. 研究委託費の見込

初年度に必要な研究委託費の額と全研究期間で必要な研究委託費の総額を記載してください。

7. 所属機関(部局)

研究課題を応募する主任研究者が所属する研究機関(部局)を記載してください。

8. 所属機関所在地

所属研究機関の所在地を記載してください。

9. 主任研究者

主任研究者について記載してください。

- ・ 氏名はフリガナを付けてください。押印もお願いします。生年月日は、西暦でお願いします。年齢は平成20年4月1日現在で記載してください。
- ・ 所属機関における職名を記載してください。
- ・ 主任研究者の最終卒業(終了)学校、卒業(終了)年次を記載してください。
- ・ 連絡先は主任研究者の連絡先として研究する場所等の所在地、電話番号等の連絡方法について記載してください。

10. 経理事務担当者

主任研究者が所属する研究機関の経理担当者の氏名を記載してください。

また、経理担当者が所属する部局名と連絡先について記載してください。

11. 研究者の分担区分

主任研究者、分担研究者がそれぞれ行う研究の分担と研究項目について記載してください。

い。また、最終(終了)卒業学校、卒業(終了)年次、所属機関の部局名、所属機関での職名をそれぞれ記載してください。

様式2 研究課題内容 (A4用紙3枚以内で各項目の枠内に収めてください。)

1～4の項目についてA4用紙3枚以内で各項目の枠内に収めて記載してください。罫線の有無については自由です。

1. 研究の目的、必要性及び期待される成果

研究領域を踏まえた研究の目的、必要性等について、1600字以下で記載してください。なお、期待される成果については、当該研究によって直接得られる研究結果だけでなく、間接的に食品の危害要因のリスク評価手法等(評価基準、評価指針、評価の考え方等)の策定に期待される成果についても記載してください。

本研究課題における目的、必要性と期待される成果については明確に書き分けてください。

2. 研究の概要及び倫理面への配慮

「1. 研究の目的、必要性及び期待される成果」から「3. 国内・国外における当該研究課題の状況及び本研究の特色」までの要旨を1600字以下で記載してください。

- ・ 研究全体の体制と研究者の分担と責任体制が分かるように記載してください。
- ・ 図表を用いたり箇条書きにして工夫するなど簡潔に記載してください。また、研究全体の計画と当該年度の計画が分かるように記載してください。

倫理面への配慮については、研究対象者に対する人権擁護上の配慮、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と理解(インフォームドコンセント)に関わる状況、実験動物に対する動物愛護上の配慮などを記載してください。倫理面の問題がないと判断した場合には、その旨記入するとともに必ず理由を明記してください。

3. 国内・国外における当該研究課題の状況及び本研究の特色

解決すべき課題について、他の研究でどこまで明らかになっており、どのような部分が残されているのかについて800字以下で記載してください。

また、歴史的経過及び現状が分かるように記載し、必要に応じて参考文献を示してください。

4. これまでの研究の実績

主任研究者がこれまで行ってきた研究委託・助成を受けて実施した主な研究について、研究内容が分かるように800字以下で記載してください。

様式3 研究費概算総括表 (A4用紙1枚に収めてください。)

主任研究者名と所属機関名を記載し、国からの研究委託費として消費税を含む直接経費、間接経費、再委託費を計上することができます。

1. 直接経費

備品費の内訳、雑役務費の内訳については、品名・仕様、数量、単価、金額を記載してください。その他については、積算の上記載してください。

2. 間接経費

間接経費については、直接経費の30%に当たる額を上限として計上することができます。見込額については、所属研究機関の経理担当部門等とあらかじめよく相談し計上してください。計上に当たっては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平

成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づいて、適切な額を計上してください。

3. 再委託費

受託者が、本研究に参画する分担研究者に対し、研究の一部を再委託する場合の経費になります。

様式4 再委託経費概算表 (参画するすべての再受託者(研究に参画する分担研究者)ごとにA4用紙1枚で作成し、提出してください。)

再委託される分担研究者の研究終了年度までの研究経費の見込額及びその内訳を記載してください。

再受託者の欄には、分担研究者及び所属研究機関名を記載してください。

再委託の経費として消費税を含む①直接経費、②間接経費を計上することができます。

1. 直接経費

備品費の内訳、雑役務費の内訳については、品名・仕様、数量、単価、金額を記載してください。その他については、積算の上記載してください。

2. 間接経費

間接経費については、直接経費の30%に当たる額を上限として計上することができます。見込額については、所属研究機関の経理担当部門等とあらかじめよく相談し、適切に計上してください。

様式5 主任研究者調書 (A4用紙で作成してください。)

1. 主任研究者の氏名、生年月日、年齢(H20.4.1現在)、研究者ID、所属機関名・部局・職名、最終卒業(終了)学校・卒業(終了)年次を記載してください。

2. 研究業績(論文リスト)

- ・ 発表論文を過去5年間について記載してください。
- ・ 本研究課題に直接関連した論文については、それぞれの課題の前に◎を付してください。
- ・ 発表論文リストについては、別紙を添付していただいても結構です。その際は、主要なものを選定してください。

様式6 分担研究者調書(兼分担研究者食品健康影響評価技術研究参加承諾書)(A4用紙で作成し、参画するすべての分担研究者ごとに記載してしてください。)

この分担研究者調書は、主任研究者が応募する研究課題について分担研究者として参加することを承諾する承諾書も兼ねますので、分担研究者が自ら作成してください。

1. 分担研究者の氏名は自筆で押印をしてください。生年月日、年齢(H20.4.1現在)、研究者ID、所属機関名・部局・職名、最終卒業(終了)学校・卒業(終了)年次を記載してください。

2. 研究業績(論文リスト)

- ・ 発表論文を過去5年間について記載してください。
- ・ 本研究課題に直接関連した論文については、それぞれの課題の前に◎を付してください。
- ・ 発表論文リストについては、別紙を添付していただいても結構です。その際は、主

要なものを選定してください。

様式 7 主任研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申請等の状況・労力の割合

(A 4 用紙で作成してください。)

主任研究者の本申請研究課題の申請及び国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)の受入・申請等の状況について記載してください。また、主任研究者の研究専従率(エフォート)を記載してください。なお、平成 19 年度で終了する研究課題については記載する必要はありません。

様式 7 の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究課題の不採択となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分となる場合があります。

様式 8 分担研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申請等の状況・労力の割合

(A 4 用紙で分担研究者ごとに作成してください。)

分担研究者の本申請研究課題の申請及び国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)の受入・申請等の状況について記載してください。また、分担研究者の研究専従率(エフォート)を記載してください。なお、平成 19 年度で終了する研究課題については記載する必要はありません。

様式 8 の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究課題の不採択となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分となる場合があります。

様式 9 研究関係者等の概要一覧 (A 4 用紙で作成し参画するすべての研究者について記載してください。)

主任研究者、分担研究者それぞれについて

- ① 所属機関名及び代表者名等
- ② 連絡先
- ③ 経理担当者名及び連絡先
- ④ 業務概要

について、記載してください。

主任研究者証明書(記入例)

国以外の研究機関に所属する研究者が提出対象となります。

主任研究者証明書の記入例を添付しますが、様式は自由で、各研究機関の様式で構いません。

事務委任承諾書(記入例)

国の研究機関に所属する研究者が提出対象者となります。

事務委任承諾書の記入例を添付しますが、様式は自由で、各研究機関の様式で構いません。

(参考) 記載例

研究実施計画 様式 1 研究課題総括表 (A4用紙で作成してください。)

受付番号	研究領域名
空欄	研究領域名はホームページ等で確認して記載してください。 (例) I 化学物質系研究領域(食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域)

研究課題名	40文字以内で研究課題名を記載してください。 例 ○○○○○○を用いた○○○○○○○○○のリスク評価手法の開発		
研究概要	200文字程度で研究概要を記載してください。 審査に当たっては、このまま使用しますので研究の概要を正確に記載してください。		
研究期間	平成○○年度～○○年度(○年間)	研究委託費の見込	初年度: 20,000千円 総額: 80,000千円

所属機関(部局)	○○○○○大学○○○○○学部		
所属機関所在地	〒△△△-0001 東京都○○区○○町119番		
主任研究者	フリガナ氏名	ショクヒン ヤマトウ 食品 安太郎 印	所属機関における職名 ○○○○○
	生年月日	19○○年○月○日生(○○歳)	最終卒業(終了)学校・卒業(終了)年次 ○○○○○大学○○○○○学部・昭和○○年卒
	連絡先	○○○○大学○○○○○学部○○○○○○○研究室 〒△△△-0001 東京都○○区○○町○○番 電話番号: 03-3000-1○1△ Fax番号: 03-3000-1□○△ E-mailアドレス: abc@***.ac.jp	
経理事務担当者氏名	ヒョウカハナコ 評価花子	経理担当部局名・連絡先等	○○○○○大学○○○○○学部会計課(△△△△係) 〒△△△-0001 東京都○○区○○町○○番 電話番号: 03-3000-1○1△ Fax番号: 03-3000-1□○△ E-mailアドレス: bcd@***.ac.jp

研究の分担区分	分担する研究項目	最終卒業(終了)学校・卒業(終了)年次	所属機関部局名	所属機関での職名
食品安太郎(主任)	○○○○○の研究(総括)	○○○○○大学○○○○○学部・昭和○○年卒	○○○○○大学○○○○○学部○○○○○研究室	○○○ ○
分析 一郎(分担)	○○○○○の測定及び分析	○○○○○大学○○○○○学部・昭和○○年卒	(財)○○○○○研究所	研究員
解析 次郎(分担)	○○○○○の予測統計	○○○○○大学○○○○○学部・昭和○○年卒	(独)○○機構○○研究所○○研究センター	科長

様式 2 研究課題内容 (A 4 用紙 3 枚以内で各項目の枠内に収めてください。)

研 究 課 題 名	例 ○○○○○○○○を用いた○○○○○○○○○のリスク評価の開発
-----------------------	----------------------------------

1. 研究の目的、必要性及び期待される成果

- ・研究領域を踏まえた研究の目的、必要性等について、1600字以下で記載してください。
- ・様式内の罫線の有無は自由です。

2. 研究の概要及び倫理面への配慮

- ・「1. 研究の目的、必要性及び期待される成果」から「3. 国内・国外における当該研究課題の状況及び本研究の特色」を踏まえて要旨を1600字以下で記載してください。
- ・研究全体の体制と研究者の分担と責任体制が分かるように記載してください。
- ・図表を用いたり箇条書きにして工夫するなど簡潔に記載してください。
- ・研究全体の計画と該当年度の計画が分かるように記載してください。
- ・様式内の罫線の有無は自由です。

倫理面への配慮

研究対象者に対する人権擁護上の配慮、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と理解(インフォームドコンセント)に関わる状況、実験動物に対する動物愛護上の配慮などを記載すること。倫理面の問題がないと判断した場合には、その旨記入するとともに必ず理由を明記すること。

3. 国内・国外における当該研究課題の状況及び本研究の特色

- ・解決すべき課題について、他の研究でどこまで明らかになっており、どのような部分が残されているのかについて800字以下で記載してください。
- ・歴史的経過及び現状が分かるように記載し、必要に応じて参考文献を示してください。
- ・様式内の罫線の有無は自由です。

4. これまでの研究の実績

- ・主任研究者がこれまで行ってきた研究委託・助成を受けて実施した主な研究について、研究内容が分かるように800字以下で記載してください。
- ・様式内の罫線の有無は自由です。

様式3 研究経費概算総括表 (A4用紙1枚に収めてください。)

主任研究者名：食品安太郎

所属機関名：〇〇〇〇〇大学〇〇〇〇〇学部

「様式4 再委託経費概算表」の「1. 各年度別経費内訳」の「研究経費(再委託費)」と同額になります(複数の再委託がある場合はその合計)。

1. 各年度別経費内訳

(単位：千円)

年 度	研究経費	内 訳				
		直接経費			間接経費	再委託費
		備品費	雑役務費	その他		
平成20年度	20,000	5,000	1,000	3,500	2,500	8,000
平成21年度	20,000	3,500	1,500	4,500	2,500	8,000
平成22年度	40,000	4,000	4,000	10,500	5,500	16,000
合 計	80,000	12,500	6,500	18,500	10,500	32,000

2. 備品費の内訳

(単位：千円)

年 度	品名・仕様	数 量	単 価	金 額
平成20年度	〇〇〇〇・〇〇〇〇仕様	2	2,000	4,000
	△△△△・□□-△△型	2	500	1,000
計		4		5,000
平成21年度	〇〇〇〇・〇〇〇〇仕様	1	2,000	2,000
	△△△△・□□-△△型	3	500	1,500
計		4		3,500
平成22年度	〇〇〇〇・〇〇〇〇仕様	5	400	2,000
	△△△△・□□-△△型	4	500	2,000
計		9		4,000
合 計		17		12,500

(注) 研究機関で、通常、備えておくべき機器(汎用物品：PCや基本的な研究機器)は原則として認められない。

3. 雑役務費の内訳(備品の賃借により生じる借料及び損料のみを記入すること)

(単位：千円)

年 度	品名・仕様	数 量	単 価	金 額
平成20年度	〇〇〇〇・〇〇〇〇の借料	1	500	500
	△△△△・△△△△の借料	1	500	500
計		2		1,000
平成21年度	△△△△・△△△△の借料	1	500	500
	□□□□・□□□□の借料	1	1,000	1,000
計		2		1,500
平成22年度	〇〇〇〇・〇〇〇〇の借料	4	500	2,000
	△△△△・△△△△の借料	5	400	2,000
計		9		4,000
合 計		13		6,500

(注) 研究機関で、通常、備えておくべき機器(汎用物品：PCや基本的な研究機器)は原則として認められない。

様式4 再委託経費概算表

(参画するすべての再受託者(分担研究者)ごとにA4用紙1枚で作成し、提出してください。)

分担研究者名: 分析一郎

所属機関名: (財) ○○○○○○研究所

1. 各年度別経費内訳

(単位: 千円)

年 度	研究経費 (再委託費)	内 訳			
		直接経費			間接経費
		備品費	雑役務費	その他	
平成20年度	8,000	3,000	500	3,000	1,500
平成21年度	8,000	1,500	800	4,200	1,500
平成22年度	16,000	1,000	1,000	10,400	3,600
合 計	32,000	5,500	2,300	17,600	6,600

2. 備品費の内訳

(単位: 千円)

年 度	品名・仕様	数 量	単 価	金 額
平成 20年度	○○○○・○○○○仕様	1	2,000	2,000
	△△△△・□□-△△型	2	500	1,000
計		3		3,000
平成 21年度	△△△△・□□-△△型	2	750	1,500
		2		1,500
平成 22年度	△△△△・□□-△△型	1	600	600
	○○○○・○○-○○型	1	400	400
計		2		1,000
合 計		7		5,500

(注) 研究機関で、通常、備えておくべき機器(汎用物品: PCや基本的な研究機器)は原則として認められない。

3. 雑役務費の内訳(備品の賃借により生じる借料及び損料のみを記入すること)

(単位: 千円)

年 度	品名・仕様	数 量	単 価	金 額
平成 20年度	○○○○・○○○○の借料	1	200	200
	△△△△・△△△△の借料	1	300	300
計		2		500
平成 21年度	△△△△・△△△△の借料	1	150	150
	□□□□・□□□□の借料	1	650	650
計		2		800
平成 22年度	○○○○・○○○○の借料	1	500	500
	△△△△・△△△△の借料	1	500	500
計		2		1,000
合 計		6		2,300

(注) 研究機関で、通常、備えておくべき機器(汎用物品: PCや基本的な研究機器)は原則として認められない。

様式5 主任研究者調書

(A4用紙で作成し、主任研究者について記載してください。)

研究者名	ふりがな 氏名	主任研究者	生年月日 年齢	年 月 日 (歳)
	研究者ID	○○○○○○○○○○○○	最終卒業(終了)学校・卒業(終了)年次	
	所属機関名・ 部局・職名			
<p>研究業績(論文リスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表した論文を過去5年間について記載ください。 ・本研究課題に直接関連した論文については、それぞれの論文の前に◎を記載ください。 ・発表論文は直近年度から順に記入してください。 ・発表論文リストについては、研究者毎に別紙を添付していただいても結構です。その際は主要なものを選定してください。 <p>記入例</p> <p>◎<u>Shokuhin, Y., Yamada, H., Risk Assessment on BSE. Risk Assessment 30, 240-249 (2004)</u></p> <p><u>食品安太郎, 田中三郎, 魚類に含まれるメチル水銀に関するリスク評価. リスク評価研究 20, 7-13 (2001)</u></p>				

※ 研究課題に関連がある論文等に◎を付してください。

様式6 分担研究者調書（兼分担研究者食品健康影響評価技術研究参加承諾書）
 （A4用紙で作成し、参画するすべての分担研究者ごとに記載してください。）

研究者名	ふりがな 氏名	自筆で記載してください 印	生年月日 年齢	年 月 日 (歳)
	研究者ID	○○○○○○○○○○○○	最終卒業（終了）学校・卒業（終了）年次	
	所属機関名・ 部局・職名			
平成20年度食品健康影響評価技術研究に分担研究者として参加することを承諾します。				
研究業績(論文リスト)				
<ul style="list-style-type: none"> ・発表した論文を過去5年間について記載ください。 ・本研究課題に直接関連した論文については、それぞれの論文の前に◎を記載ください。 ・発表論文は直近年度から順に記入してください。 ・発表論文リストについては、研究者毎に別紙を添付していただいても結構です。その際は主要なものを選定してください。 <p>記入例 ◎<u>Bunseki, I., Yamada, H., Risk Assessment on BSE. Risk Assessment 30, 240-249 (2004)</u> <u>分析一郎, 田中三郎, 魚類に含まれるメチル水銀に関するリスク評価. リスク評価研究 20, 7-13 (2001)</u></p>				

※ 研究課題に関連がある論文等に◎を付してください。

様式9 研究関係者等の概要一覧（A4用紙で作成し、参画するすべての研究者について記載してください。）

1. 主任研究者

主任研究者名	食品 安太郎
所属機関名及び代表名等	所属機関名：〇〇〇〇〇大学 代表者名：学長〇〇〇〇 所在地：〒△△△-0001 東京都〇〇区〇〇町119番 電話番号：03-3〇〇-1〇1△
主任研究者連絡先	連絡先：〇〇〇〇〇大学〇〇〇〇〇学部〇〇〇〇〇〇〇研究室 所在地：〒△△△-0001 東京都〇〇区〇〇町200番 電話番号：03-3〇〇〇-1〇1△ FAX番号：03-3〇〇〇-1□〇△ E-mailアドレス：abc@* * *.ac.jp
経理事務担当者名及び連絡先等	担当者名：山田 花子 所属部署：〇〇〇〇〇大学〇〇〇〇〇部会計課 勤務先：〒△△△-0001 東京都〇〇区〇〇町119番 電話番号：03-3〇〇〇-1〇1△ FAX番号：03-3〇〇〇-1□〇△ E-mailアドレス：bcd@* * *.ac.jp
業務概要	・業務内容、研究内容を簡略に記載してください。

2. 分担研究者

分担研究者名	分析 一郎
所属機関名及び代表名等	所属機関名：(財)〇〇〇〇〇研究所 代表者名：会長〇〇〇〇 所在地：〒△△△-0001 東京都〇〇区〇〇町300番 電話番号：03-3〇〇〇-1〇1△
分担研究者連絡先等	連絡先：(財)〇〇〇〇〇研究所〇〇〇〇〇〇〇研究センター〇〇〇〇〇〇〇研究室 所在地：〒△△△-0001 東京都〇〇区〇〇町301番 電話番号：03-3〇〇〇-1〇1△ FAX番号：03-3〇〇〇-1□〇△ E-mailアドレス：abc@* * *.ac.jp
経理事務担当者名及び連絡先等	担当者名：会計 太郎 所属部署：(財)〇〇〇〇〇研究所会計課 勤務先：〒△△△-0001 東京都〇〇区〇〇町300番 電話番号：03-3〇〇〇-1〇1△ FAX番号：03-3〇〇〇-1□〇△ E-mailアドレス：abc@* * *.ac.jp
業務概要	・業務内容、研究内容を簡略に記載してください。

主任研究者証明書（記入例）

※国以外の研究機関に所属する研究者が提出対象者となります。

主任研究者証明書

平成 年 月 日

食品 安太郎 殿

所属機関名 _____
所属機関の長の職名 _____
氏 名 _____ 印

主任研究者の名前が入ります。

研究課題名を記入してください。

平成20年度食品健康影響評価技術研究「○○○○○に関する研究」において、上記食品安太郎が主任研究者として研究の総括を行うことを証明します。

事務委任承諾書（記入例）

※国の研究機関に所属する研究者が提出対象者となります。

事務委任承諾書

主任研究者の名前が入ります。

平成 年 月 日

食品安太郎 殿

所属機関名 _____
所属機関の長の職名 _____
氏 名 _____

印

平成20年度食品健康影響評価技術研究の委託契約に係る研究委託費の管理及び経理を行うことを承諾します。

競争的資金の適正な執行に関する指針

(平成18年11月14日改正)
平成17年9月9日
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
 - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - その他これらに準ずる場合

（２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ 課題採択前に、必要な範囲で、他府省を含む他の競争的資金担

当課に、採択予定課題一覧（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を送付するなどにより、競争的資金担当課間で情報を共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

- ④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3. 不正使用及び不正受給への対応

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2から5年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公

募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

(2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

(3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. その他

(1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除並びに不正使用及び不正受給への対応の取組みは、公募要領の改正等の所要の手

続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 不正使用・不正受給、研究上の不正行為に関連して応募資格を制限された者の情報については、内閣府が一元的に管理する。

- (4) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

- (5) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官

総務省情報通信政策局技術政策課長

文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1.本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2.定義

配分機関」・・・競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

被配分機関」・・・競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

直接経費」・・・競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

間接経費」・・・直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3.間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4.間接経費運用の基本方針

- (1)配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。
- (2)被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5.間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6.間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7.間接経費の取り扱い

間接経費の取扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8.報告

被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9.その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行 評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費
など

その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費
など

上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態			
	委託費 (政府出資金等)	個人補助金 (国庫補助金)	機関補助金 (国庫補助金)	支出委任 (国研所管省庁一般会計)
国立大学、大学共同利用機関等	受託機関に国立学校特別会計の(項)産学連携等研究費(目)産学連携等研究費として配分 出資金事業等、地球環境研究総合推進費	研究者から所属機関に納付 所属機関に国立学校特別会計の(項)産学連携等研究費(目)産学連携等研究費として配分 科研費、ミレニアム公募等	/	文部科学省から被配分機関に一般会計の(項)科学技術振興調整費として配分 振興調整費
国立試験研究機関等	年度途中における予定外の受託が出来ないため、その際は配分不可能	研究者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目が無いため配分不可能	/	国研所管省庁から被配分機関に一般会計の(項)科学技術振興調整費等として配分 振興調整費、地球環境研究総合推進費
独立行政法人	委託者から受託者に配分 出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関に納付 科研費、ミレニアム公募等	国から被配分機関に配分	/
公立大学、公設試験研究機関	委託者から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行) 出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行) 科研費、ミレニアム公募等	国から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行)	/
特殊法人、公益法人 民間企業、私立大学	委託者から受託者に配分 出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関に納付 科研費、ミレニアム公募等	国から被配分機関に配分 ミレニアム公募等	/

* 留意点： 配分機関により、運用は異なることがある(民間企業の取り扱い等)。

(別紙様式)

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書(平成 年度)

1 . 間接経費の経理に関する報告

(単位:千円)

(収入)		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考
研究費補助金 制度	,	
合 計	,	,
(支出)		
経費の項目	執行額	備考(具体的な使用内容)
1 . 管理部門に係る経費		
人件費	,	
物件費	,	
施設整備関連経費	,	
その他		
2 . 研究部門に係る経費		
人件費	,	
物件費	,	
施設整備関連経費	,	
その他		
3 . その他の関連する事業部門 に係る経費		
人件費	,	
物件費	,	
施設整備関連経費	,	
その他		
合 計	,	

2 . 間接経費の使用結果に関する報告

(被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告。(間接経費の充当の考え方、用途、効果等)。必要に応じ参考資料を添付)

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付参事官

総務省情報通信政策局技術政策課長

文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課長

(参考)

知的財産戦略について(平成16年5月26日、総合科学技術会議決定)抄

4. 大学等における知的財産権取得の円滑化

(1) 競争的資金等における間接経費の一部を特許関連費用に充当できることを明確化し周知する

平成16年度(2004年度)以降、プロジェクト研究や競争的資金などについて、その間接経費の一部を特許権等の取得及び維持管理費用に充当できることを明確化し周知するとともに制度の充実を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

知的財産推進計画2004(平成16年5月27日、知的財産戦略本部決定)抄

第1章 創造分野

2. 大学等における知的財産の創造を推進する

(4) 知的財産権の取得・管理といった知的財産関連活動に関する費用を充実する

)2004年度中できるだけ速やかに、競争的資金については、間接経費の一部を特許関連経費に充当できることを明確化して周知し、その積極的な使用を奨励するとともに、制度の充実を図る。・・・(後略)

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)